**別紙様式第１号**（法第19条関係（東京エコ農産物認証を受けている者の場合））

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

１　申請者の氏名・東京都エコ農産物認証制度 認証番号

|  |
| --- |
| 氏名：認証番号： |

２　実施内容に対応する同意基本計画の名称

|  |
| --- |
| 東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画 |

注　環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、２②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

３　環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

（１）経営の概況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 環境負荷低減に取り組む品目＊ | 経営全体の面積 | 環境負荷低減に取り組む面積 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　＊東京都エコ農産物認証制度における認証品目を記載

（２）環境負荷低減事業活動の類型

　　　☑有機資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用低減。

（３）環境負荷低減事業活動の認定期間

　　　認定期間　令和　　年　　　月　から令和　　年　　　月（目標年度）

（４）環境負荷低減事業活動の推進方向、内容及び目標

　　　東京エコ農産物認証申請書（栽培計画書）における取組内容と同じ。

（５）経営の持続性の確保に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者名： | 現状（○年○月期） | 目標（○年○月期） |
| ア：経営規模 |  |  |
| イ：売上高 |  |  |
| ウ：経営費（生産コスト） |  |  |
| エ：所得（イ－ウ） |  |  |

注１　環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。

２　「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。

３　「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあっては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。

４　イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

５　申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

（６）環境負荷低減事業活動の実施体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者名 | 実施責任者 | 人員の数 |
|  |  |  |
|  |  |  |

注　申請者ごとに実施に必要な体制及び人員について記載すること。

４　環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　申請者、関連措置実施者ごとに記載することとし必要に応じて欄を繰り返し設けること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|  |  |  |
|  |  |  |

注１　「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表２に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表３に、それぞれ必要事項を記載すること。

２　「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。

３　環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表１及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

５　特例措置の活用に関する事項

　　　特例措置を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに別表１に記載し、添付すること。

６　環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

□　適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

□　適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

□　エネルギーの節減

　温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

□　廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

□　生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

□　生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

|  |
| --- |
|  |

注　特例措置の活用に関する事項については、別記様式第１号の別表１から別表６―３の様式を活用すること。